

< 文科省へ提出した要求書 >

2006 年 6 月 13 日

文部科学大臣  
小坂 憲次 様

日本教職員組合  
中央執行委員長 森越 康雄

教育格差の解消と教育予算の拡充を求める要求書

日々、教育の発展のためご努力されていることに深く敬意を表します。

さて、現在、地域間や個人間の様々な格差が広がってきていると言われていています。約 5 世帯に 1 世帯が年収 200 万円以下、貯蓄ゼロとなっており、生活保護世帯が増加するなど、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。

年収 400 万円以下の世帯では、家計の中に占める教育費の割合が、何と 6 割にも達しています。就学援助を受けている児童生徒数は、04 年度、全国で約 133 万 7 千人、00 年度より約 4 割近くも増えています。東京や大阪などは約 4 人に 1 人、全国平均でも 1 割強にも上っています。公立高校に通う生徒に対する授業料の減免者数も増大しています。

このような、格差拡大・二極化の進行・リスクの増大の中で、必要とされる政府の施策は、「市民に安全と安心を保障する」ことです。今、政府が実行しようとしていることは、「格差とリスクが蔓延する社会」であり、逆行しています。

保護者の家計や自治体の財政力の違いによって、セーフティーネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。少なくとも人生のスタートラインである義務教育については、すべての子どもたちの「教育の機会均等」を確保する必要があります。保護者の職業・収入や育った地域の違いによって、子どもの未来が規定化される社会状況は避けるべきです。

「教育格差」を生まないためにも、「公教育」、とりわけ「公立学校」の役割は重要であり、充実させる必要があります。

一方、日本の教育条件は、諸外国に比較して豊かとは言えません。例えば、1 学級あたりの児童生徒数は OECD 諸国中 2 番目に多くなっています。

学校の現状は、学習意欲低下やいじめ・不登校への対応、生活指導などの充実、障害のある児童生徒への対応、学校内外の安全対策、保護者・地域とのきめ細かな連携、などの推進が必要となっており、教育予算のいっそうの拡充が求められています。

こうした教育格差の解消と公教育充実の必要性の認識に立って、次の事項の実現について強く要求いたします。

## 記

1. 子どもの状況や学校、保護者、地域の要望を踏まえて、教育予算を拡充・編成すること。
2. 「教育格差」を解消するためにも、「公教育」を拡充すること。低水準に留まっている公教育費の対 GDP 比率について、欧米並み水準を確保すること。
3. 義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元すること。
4. 地方交付税を含めた地方財源の確保を図ること。教育について、地域間格差をもたらさないことや水準を確保するために、地方交付税措置を充実すること。
5. 教育のナショナル・ミニマムを充実するため、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を策定し、国の負担・責任で30人学級などの少人数教育を実施すること。
6. 子どもたちへのきめの細かい対応や、保護者・地域の要望に応える学校運営のため、教職員定数の削減をおこなわないこと。また、教職員人件費のあり方の検討は、「教育論」から議論し、反対すること。
7. 義務教育諸学校の教科書無償制度を堅持すること。
8. 所得格差が教育格差につながらないように、奨学金・就学援助などについて、拡充をはかること。また、事業内容や予算が確保されるよう、地方公共団体を含め関係諸機関に働きかけること。
9. 小・中・高校設置基準については、水準の維持向上のため施設設備基準などを改善すること。
10. 特別支援教育への転換にあたっては、人的配置、施設設備充実のための財政措置を講ずること。
11. 「児童生徒支援加算」などの定数加配について充実に努めること。また、免許外教科担任解消のための定数措置や、障害のある子どもが普通学級に在籍する場合の加配措置を講ずること。
12. 養護教諭、事務職員、栄養職員、実習教員、寄宿舎教員について、複数配置や加配措置の充実など配置基準の改善に努めること。また、栄養教諭の配置を促進すること。
13. 学校図書館教育の充実のため、専任司書教諭制度を実現すること。
14. 現業職員について定数法の位置づけをはかること。
15. 幼稚園の学級編制基準を20人以下に改善するとともに、「幼稚園定数法」を早急に制定すること。また、「認定子ども園」については、職員配置、施設設備充実のための財政措置を講ずること。
16. 安全でゆきとどいた学校施設設備の整備をはかること。
  - (1) 危険校舎・老朽校舎改築、耐震補強事業が円滑に推進できるよう施設設備予算の増額をはかること。
  - (2) 洋式トイレ、エアコン、男女別更衣室、ランチルームの設置、電話回線・インタ

- ーホンの増設やパソコン・校内LAN整備、光ファイバーの整備、バリアフリー対応、シックハウス対策、アスベスト対策などに引き続きとりくむこと。
- (3) 教材・教具の充実をはかるとともに、自治体間格差を解消するよう予算措置すること。
  - (4) 子どもの年齢や体に合わせた学校施設設備とすること。また、教科教室の設置など学びの変化に対応した学校施設とすること。
  - (5) 過疎地域での寄宿舍、スクールバス、スクールポート、学校施設の整備充実をはかること。
  - (6) 学校・通学路の安全確保に向け、施設整備・人的措置を含め、予算措置を伴った実効ある施策を講ずること。
  - (7) 教職員の疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室や男女別休養室の設置を行うこと。
17. 全額公費負担となる学校災害補償制度の確立をはかること。当面、独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付事業を充実させること。
  18. 総合型地域スポーツクラブなどの地域活動と学校の部活動との連携をすすめるための施策・予算措置を行うこと。
  19. 「心のノート」については、使用の強制を行わないとともに、予算化について見直すこと。
  20. 「総合的な学習の時間」の充実・発展をはかるため人的・物的な予算措置を講じること。
  21. 国連子どもの権利委員会による勧告をふまえ、「児童の権利に関する条約」(子ども権利条約)を周知徹底させるために、学校・子ども・家庭・専門家グループ・市民への広報予算を拡充すること。
  22. 「人権教育の指導方法等の在り方について」に基づき人権教育をすすめること。
  23. 「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女平等の教育を充実させる施策を講じること。
  24. 私学に対する国庫補助及び地方交付税による財源措置を拡充すること。
  25. 国立大学法人などに対して、教育研究・運営に支障が生じないよう「運営費交付金」など十分な財政措置を講じること。また、教育研究充実のため、高専関係の予算を充実すること。
  26. 震災や水害・噴火など自然災害、JCO臨界事故の教訓を生かし、地域・学校での緊急事態に対応できるよう、施策の検討及び予算措置を講じること。